

本市市民と交流都市等との市民交流に対する補助の概要

1 名 称	交流都市等との市民交流事業補助金
2 目 的	本市市民と交流都市住民との相互の理解を深め、 広域的な連帯意識を育成及び、相互の「歴史、文化、芸術等」の理解を深める
3 対象者	町会等（町会、婦人会、公民館等の住民団体）
4 対象事業	本市の町会等と交流都市等の住民とが、合同して自主的 に行う交流活動 （例）スポーツ大会、地域の祭りへの参加、研修会、 自然体験、特産物の販売など
5 交流都市等	【石川中央都市圏連絡調整会議の構成市町】 白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 【北陸3県】 高岡市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市、富山市、大野市、勝山市 【北陸3県以外】 長野市、岡崎市、豊田市、高崎市、高山市、 東京都板橋区、松本市、静岡市、那覇市、高松市、 東京都目黒区、東京都文京区、名古屋市中川区、 富岡市、上越市
6 交付先	本市町会等の代表者
7 対象経費	【実施経費】領収書は必ず添付すること 交流活動の実施に要する講師謝礼金、会場借上料、機材等借上料、施設利用料、消耗品費、食糧費、交通費などで市長が認めるもの（相手方の分を含む） ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、事業に直接関係のない視察費や研修費等は対象としない。
8 交付率	1／2以内（千円未満切捨て）
9 限度額	北陸3県 20万円（1団体、1年度に） 北陸3県以外 40万円（1団体、1年度に） ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
10 その他	・この交付金の交付を受ける場合は、当該交流活動の実施について、本市の他の補助金等の交付を受けることができない。

本市の子どもと交流都市等の子ども交流に対する補助の概要

1 名 称	交流都市等との子ども交流事業補助金
2 目 的	本市と交流都市の子どもたち相互の理解と友情を深め、幅広い視野を育成
3 対象者	子ども会等（小学校または中学校の児童生徒を主に構成する団体）子ども会、スポーツクラブ、文化サークルなど
4 対象事業	本市の子ども会等が交流都市の子ども会等と行う交流活動（本市の子ども会等の児童生徒が20人以上参加するもの） 交流活動：学習会、体験会、交歓会、スポーツ大会、文化芸術に関する発表会など
5 交流都市等	【石川中央都市圏連絡調整会議の構成市町】 白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 【北陸3県】 高岡市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市、富山市、大野市、勝山市 【北陸3県以外】 長野市、岡崎市、豊田市、高崎市、高山市、 東京都板橋区、松本市、静岡市、那覇市、高松市、 東京都目黒区、東京都文京区、名古屋市中川区、 富岡市、上越市
6 交付先	保護者の代表者
7 対象経費	【実施経費】領収書は必ず添付すること 交流活動の実施に要する講師謝礼金、会場借上料、機材等借上料、施設利用料、消耗品費、食糧費、交通費などで市長が認めるもの（相手方の分を含む） ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、事業に直接関係のない視察費や研修費等は対象としない。
8 交付率	2／3以内（千円未満切捨て）
9 限度額	北陸3県 20万円（1団体、1年度に） 北陸3県以外 40万円（1団体、1年度に） ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
10 その他	・この補助金の交付を受ける場合は、当該交流活動の実施について、本市の他の補助金等の交付を受けることができない。